倉吉の千歯扱き及び関連資料　二一二点	千歯扱き関連資料　一四七点 栽培用具　一一〇四点 六五点	倉吉市	鳥取県倉吉市葵町七二二
鳥取の二十世紀梨栽培用具　一一〇四点		鳥取県	鳥取県鳥取市東町一―二二〇

○文部科学省告示第三十三号

教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和二十三年文部省令第十五号）第五条第一項の規定に基づき、平成二十七年度における教科書展示会の開始の時期及び期間を次のとおり指示するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣　下村　博文

一　教科書展示会の開始の時期　平成二十七年六月十九日

二　教科書展示会の期間　十四日間

○文部科学省告示第三十四号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成三年文部省告示第百十四号）第二十一条の規定に基づき、中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した次の在外教育施設の認定について、平成二十七年四月一日をもって取り消すこととしたので、同規程第二十二条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月二日

文部科学大臣　下村　博文

名称	位置	設置者
聖学院アトランタ国際学校（中学部）	アメリカ合衆国アトランタ	公益法人聖学院アトランタ国際学校

○厚生労働省告示第四十三号

生活困窮者自立支援法施行令（平成二十七年政令第四十号）第一条第一項第一号の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

生活困窮者自立支援法施行令第一条第一項第一号の規定により毎年度国が市等（生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する市等をいう。）又は都道府県に対して負担する額は、当該市等又は都道府県における人口、被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。）の数その他の事情を勘案して生活困窮者自立相談支援事業（法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業をいう。）の実施に必要と認められる額とする。

○農林水産省告示第四百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県廿日市市友田字里地六の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び廿日市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字山口字瀧ノ澤口南四三三八・四三三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字尻子坂四三四二・四三四三の一・四三四五・四三四六の二・四三四六の四・四三五一から四三五四まで・四三五六から四三六一まで（以上十五筆について次の図に示す部分に限る。）、字畝畑四三六八から四三七〇まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字三階滝四四四六・四四四九の四・四四五〇の三から四四五〇の六まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字戸倉字中原山八九八の二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道新冠郡新冠町字万世三五の二一（次の図に示す部分に限る。）、三五の二二から三五の二四まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道沙流郡平取町字貫気別一一〇の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第四百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年三月二日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字数馬七〇九三の一・七〇九三の四・七〇九六の三・七〇九六の一六・七〇九九の一・七〇九九の六・七一四六の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、七〇九六の一一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）